

手形・小切手の全面的な電子化に向けた取り組みについて

2026 年 8 月 25 日
鹿児島興業信用組合

平素より鹿児島興業信用組合をご利用いただき、誠にありがとうございます。

政府の成長戦略を踏まえ、金融界では「2026 年度末までに電子交換所における手形・小切手の交換枚数をゼロにする」目標を掲げ、手形・小切手の電子化が進められています。

当組合では、これまで手形・小切手のお取扱い終了についてご案内してまいりましたが、終了日が近づいてきたことから、改めてご案内いたします。

記

1. 手形・小切手の振り出しているお客さま

令和 8 年 9 月 30 日（水）まで	令和 8 年 10 月 1 日（木）から
○振出できます	×振出できません

2. 手形・小切手をお受け取りされるお客さま

(1) 支払先が当組合の場合

令和 8 年 9 月 30 日（水）まで	令和 8 年 10 月 1 日（木）から
○口座へ入金できます	○9 月 30 日までの振出分は口座へ入金できます（※）
○代金取立できます	○9 月 30 日までの振出分は代金取立できます

※振出日が白地または呈示期間が経過している場合、口座へ入金できません。

(2) 支払先が他金融機関の場合

令和 8 年 9 月 30 日（水）まで	令和 8 年 10 月 1 日（木）から
○口座へ入金できます	×振出日を問わず口座へ入金できません
○代金取立できます	○支払金融機関の最終振出期限内は代金取立できます

3. お客さまへのお願い

「でんさい」やネットバンキング振込など電子決済へ移行される場合はお早めにご対応願います。

4. よくあるご質問

Q 1. 2026 年 10 月 1 日以降に振出の鹿児島興業信用組合の手形・小切手は取扱いできますか？

A 1. 当座預金からの支払いができなくなります。手形・小切手を受け取られた場合、早急にお取引先と支払方法についてご相談のうえ、代替手段への切り替えをご検討ください。

Q 2. 2026 年 10 月 1 日以降、他金融機関の手形・小切手はどうなりますか？

A 2. 振出日が支払金融機関の最終振出期限内であれば、代金取立のみ取扱いができます。

支払金融機関の最終振出期限につきましては、支払金融機関にお問い合わせください。

〈参考〉手形・小切手機能の全面的な電子化に関する特設サイト（全国銀行協会ウェブサイト内）

URL⇒<https://www.zenginkyo.or.jp/tegata-kogitte-haishi/>